

公文書館の展示・学習の趣旨・目的

<展示の目的>

閲覧とは異なり、公文書館側が主体的かつ広範に公文書を通した普及啓発を行うことができる「利用」の一形態

<National identity>

- ①象徴的な重要公文書に間近に接することによる我が国の歴史に対する関心や理解の深化

<Archival literacy>

- ②公文書館への理解や利用者層の拡大を図りつつ、公文書に親しむ精神的基盤の醸成(呼び水)

<公文書管理法第23条>

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

⇒特に将来において我が国を支えていく若い世代が、その知的資源として公文書を利活用し、更に次の時代へと継承していくための取組 = 学習機能への期待(単に見るのみでなく、更なる高付加価値化)

